第9回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

１　日　　時　　令和8年7月28日（火）　午後1時27分から

２　場　　所　　プラザ菜の花　4階「槙」

３　出 席 者

委　　員　　立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、大堀 潔、
村尾 真一、戸澤 優之、髙井 則之、吉冨 友恭、小倉 久子

水　産　課　　宮嶋課長
篠原漁業調整班長、志村技師

漁業資源課　　原課長
赤羽資源管理班長、髙山主査

水産事務所　　銚子：坂本所長、泰永技師
館山：荒井所長、小宮課長
勝浦：三田所長、鈴木課長

水産総合研究センター内水面水産研究所　藍所長

事　務　局　　永野副技監、田島技師

４　議　　題

（１）うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

（２）うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

（３）その他

５　審議経過

【永野副技監】

第9回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

【立岡会長】

皆さん、こんにちは。第9回の委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

連日暑い日が続いております。救急車で、熱中症で搬送される方もいっぱいいらっ

しゃるということでございます。夏本番8月はこれからということでございますので、くれぐれもお体のほう、お気をつけていただきたいと思います。

さて、一昨日、日曜日は土用の丑の日ということで、うなぎ屋さんでおいしそうなウナギをおいしそうに本当に食べていらっしゃる、そういった映像が流れておりました。今年は例年に比べて若干お手頃ということもあって、多くの方に食べていただいているものと思っています。ウナギのかば焼きは日本を代表する食文化の一つでございます。末永くこれからもこの食文化が受け継がれていってもらいたいと考えております。

少し話は変わりますけども、今年の水産白書を広げてみますと、養殖業の成長産業化というのが特集で組まれておりまして、その中でウナギが相当のページを割いて、まとめられておりました。資源管理だとか、制度の変遷とか、完全養殖とか、いろいろな分野における最新の情報が取りまとめられておりました。水産に関するこういった情報記事は基本的に海面のことが多いんですけども、こういう形で内水面の話題が取り上げられることは内水面の関係者として喜ばしいことだと考えているところです。

本日の議題ですけども、このウナギに関することが案件となっております。大変重要な案件でございますので、よろしく御審議くださいますようお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日は委員全員に御出席いただいておりますので、漁業法第173条で準用する第145条によりまして、半数以上の委員の出席となりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条により、立岡会長にお願いいたします。

【立岡会長】

それでは議事を進行いたします。

まず本日の議事録署名人ですけども、委員会会議規程第10条の規定により私から指

名をさせていただきます。

勝矢委員様と髙井委員様にそれぞれお願いいたします。

それでは議事に入ります。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と第2号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括して上程したいと考えておりますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【立岡会長】

異議なしとのことでございますので、第1号議案と第2号については一括上程させていただきます。

事務局から朗読をお願いします。なお、朗読に当たりましては、必要箇所に絞って簡潔にお願いします。

【田島技師】

（朗読）

【立岡会長】

続きまして、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

本件は令和8年12月1日から開始されるうなぎ稚魚漁業の取扱いについてお諮りするものです。

初めにうなぎ稚魚漁業の概要について御説明しますので、資料54ページを御覧ください。

本県では利根川地区、九十九里地区を中心に外房地区、内房地区を合わせた4地区で、うなぎ稚魚漁業が行われています。漁具は、利根川地区では主に大型のふくろ網

であるかぐら網、船舶で網を引くひき網、九十九里地区における小型のふくろ網のほか、すくい網が使用されています。

続きまして昨年度の実績について御説明します。資料55ページを御覧ください。

令和7年度の実績といたしましては、利根川地区から内湾地区までで29の漁協・採捕組合等に所属する1,317人に許可をしておりまして、令和6年度より19人減となりました。また県全体の採捕数量は1,279キロ、水揚げ金額は約3億5,500万円でした。このうち、利根川地区と九十九里地区の水揚げが全体の約7割を占めています。前年度との対比を見ますと、数量は56%、金額は35%の実績となっております。

下段は近年の千葉県の漁獲実績の推移となっています。過去5年平均との比較では、数量は116%、金額は25%となっております。

それでは、先に第2号議案であるうなぎ稚魚漁業の許可方針について御説明します。本資料とは別にお配りしております、右上に資料1－1と書かれた資料を御覧ください。

うなぎ稚魚漁業の許可方針は、令和5年度知事許可漁業による管理に移行した際に制定し、昨年度も諸般の改正を行ったところです。今般、改正を行おうとする点は、資料上段にありますとおり、すくい網の漁業種類の区分に関するもので、従来は船舶の使用の有無により2つの漁業種類に区分していたところですが、許可数の管理に当たり、船舶の使用の有無で区分する必要が認められず、許可条件と漁業種類に矛盾が生じていたことから、令和8年度以降は、すくい網漁業として一括して管理するものとし、許可方針及び制限措置において所要の改正を行おうとするものです。

改正に伴いシラスウナギの漁獲圧は増加せず、許可の制限等に変更が生じないものとなっております。

資料中段の1から3により、これまでの経緯や問題点、対応について順に説明します。

令和4年度以前のシラスウナギの採捕は特別採捕許可により管理しておりましたが、すくい網漁業については船舶の使用の有無で区分せず、一括して許可管理しておりました。令和5年度に知事許可漁業に移行するに当たり、水産庁の技術的助言において、船舶の使用の有無や使用する漁具・漁法ごとに分けて制限措置を定めるものとされたことから、すくい網漁業について船舶の使用の有無で2つの漁業種類に区分し、海面におけるすくい網漁業の許可は漁業種類及び許可の条件により、県内全域で船舶の使用不可としているところです。

内水面と海面の両方が操業区域となる船舶を使用するすくい網漁業の許可は外房地

区において許可があり、許可の条件において海面での船舶の使用が禁止されることから、海面では岸からすくい網を用いた採捕が行われます。この場合、許可証に記載される漁業種類においては船舶を使用するすくい網漁業の許可となり、操業区域に海面が含まれますが、許可の条件で海面において船舶を使用して操業してはならないと規定され、許可条件と漁業種類に矛盾が生じています。また内水面においても、組合により船舶を使用する許可と使用しない許可がある中で、制限措置の設定に当たり、組合からの要望数を踏まえて許可すべき数を定めており、許可の区分に実質的な必要性が認められません。

このため、3の対応にあるとおり、令和8年度以降につきましては、すくい網漁業として一括管理するものとしたいと考えております。

許可方針における主な改正点については、下段に記載したとおり、船舶使用の有無に係る記載を削除して、すくい網漁業に統合すること。許可の条件について、従来の制限となるよう整理するものです。

本体資料に戻っていただきまして、30ページ以降が新旧対照表になりまして、右側が改正前、左側が今回の改正案となります。

すくい網漁業に統合するに当たり、33ページから34ページにかけては、漁業種類について括弧内の船舶に関する記載を削除します。51ページから52ページにかけて、許可の条件については、船舶の有無ごとに定めていたすくい網漁業の条件を一本化する形で統合しております。

続いて第1号議案の内容について御説明します。資料の2ページをお開きください。

新規に漁業の許可を行う場合、漁業法及び千葉県漁業調整規則の規定に基づき、1の制限措置、2の許可を申請すべき期間、3の許可の有効期間を定める必要があることからお諮りするものです。

1の制限措置の内容については、別紙1として3ページから12ページにかけて、漁業種類ごとに、その1からその4に分けて記載しております。例として5ページ下段のその4で御説明します。5ページをお開きください。

これまで船舶の使用の有無ごとにすくい網漁業の許可すべき漁業者の数を定めておりましたが、第2号議案の許可方針の改正に合わせ、すくい網漁業として一括して許可すべき漁業者の数を定めております。

漁業種類については、すくい網漁業になります。

（2）許可をすべき漁業者の数、（3）操業区域、（5）漁業を営む者の資格は表にまとめてございます。

（4）漁業時期は、許可方針では12月1日から4月30日までの間で都度定めることとされており、昨年度と同様に令和8年12月1日から令和9年4月30日までとしております。

続いて、表の項目について御説明します。

左の欄、操業区域については、一昨年、区域を変更した小櫃川以外は旧特別採捕許可方針において、漁協・採捕組合ごとに定めていた採捕の区域を基に設定した区域となっており、全ての区域で昨年から変更はございません。

漁業を営む者の資格は、うなぎ稚魚漁業では、操業秩序の維持と流通の透明性を確保する観点から、操業区域の周辺に住所を有する者に限定することが適当と考えられること。かつ適正な流通の枠組みの中で販売すると認められる者とすることを規定しております。

表の右側の許可すべき漁業者の数については、事前に実施した申請調査の結果を踏まえ定めております。

資料の2ページにお戻りください。許可を申請すべき期間につきましては、調整規則では1か月より下らない範囲内で定めるとされており、今回の申請期間は令和8年9月14日から10月13日までの1か月間としたいと考えております。

3、許可の有効期間につきましては、調整規則第15条第2項の規定により、1年としているところですが、漁業時期と同じ期間とすることが適当と思料されることから、令和8年12月1日から令和9年4月30日としております。

最後に、うなぎ稚魚漁業に係る制限措置等及び許可方針については、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会の両委員会の意見を聞いて定めることとなります。海区漁業調整委員会につきましては7月16日に開催され、異議ない旨の答申を頂いていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

【立岡会長】

議案の朗読と説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

髙井委員さん。

【髙井委員】

55ページの漁獲実績について教えていただきたいんですけども、2番の漁獲実績の推移のところを見ますと、令和5年から令和6年で採捕量が3.5倍ぐらいになっているんですかね。で、平均単価をガクッと落ちている感じですけど、これは単純に豊漁というか、すごく取れ過ぎてしまっていると。そういう感じですか。

【立岡会長】

県からお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課、赤羽です。

うなぎ稚魚の単価につきましては、関係する取扱い事業者等からお話を聞きましても、やはり全国的に豊漁であること。それに伴って全国の養鰻業者のほうで池入れが大分進んでいると。そういった実態を踏まえて単価のほうが下がっていると。そういうふうに聞いております。

【髙井委員】

漁獲量が3.5倍ぐらいになったような豊漁だったということなわけですね、全国的に。

【赤羽班長】

豊漁だったということで業界のほうは考えております。

【髙井委員】

その次の令和7年になるとガクッとまた採捕量が減っているわけですけれども、この採捕量は資源への影響という点でいったらどうなんですか。適切な感じなんでしょうか。

【赤羽班長】

令和7年漁期につきましては、やはり全国的に取引の価格が低迷していることもありまして、多くの県域で単価が安いので操業を控えると。そういった動きが出ているということで聞いております。なので、漁業者のほうも、取引の単価等を見ながら、ある程度操業のほうを抑制していると。そういった状況もあるかと考えています。

【髙井委員】

全国的に例えば漁獲枠を設けるみたいな、そういう議論は特にはないわけですか。

【赤羽班長】

国のほうは国内の全ての養殖場の池入れ数量の上限は21.7トンということで、ここの池入れの量で制限しておりまして、それに達すると見込まれる場合にあっては、ある程度、県内・国内の需要が満たされたということで、国が採捕の停止を要請すると。そういった動きになることになります。

【髙井委員】

令和6年のときには2,283キロですけども、これは上限には達していなかったということですか。

【赤羽班長】

上限には達していなかったということです。

【髙井委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

ほかに何かございますか。村尾委員。

【村尾委員】

28ページなんですけども、標章を付けるということで、ここに許可証を入れて提示するとなっているんですけれども、許可証のサンプルみたいなものはここに載ってな

いんですけども、ネットなんかで許可証で画像検索すれば大体出てくるんですけれども、大体そのイメージでよければ、ここに一つ載せてもいいのかなと思うんですけど。

【立岡会長】

県のほうはいかがですか。

【赤羽班長】

こちらの第2号の標章については、ここに県のほうが申請者に交付する漁業の許可証、B5サイズのものになっているんですけども、それを入れて、実際に許可を受けていることが漁場で分かるようにするということで、こういったものになっております。こちらについては、許可方針の中では特に許可証の記載の例みたいなものは示しておりません。これは調整規則等で記載する項目は別途規定されておりますので、そちらのほうで読んでいると。そういった認識であります。

【立岡会長】

よろしいですか。

今のお話だと、調整規則のほうで許可証が決まっているということですので、その写し、様式を例えば、この参考か何かに載せておくことはできないか。54ページ、55ページに参考資料がありますけども、多分、それと同じようなレベルになると思いますけど、そこに載せることでいかがですか。

【赤羽班長】

漁業の許可証については、県の許可事務の手引きの中で様式を示しておりまして、ホームページでも公開しておりますので、そちらのほうで御確認いただければと思います。

【立岡会長】

そういうことではなくて、恐らく会議の場で皆さんの共通認識を持ってもらうためにあったほうがよろしいのではないかと思いますがどうでしょうか。

【赤羽班長】

では、参考としてつけさせていただきます。

【立岡会長】

よろしくお願いします。それで村尾委員さんはよろしいでしょうか。

【村尾委員】

はい。

【立岡会長】

ほかによろしいでしょうか。何かございますか。

特にないようでしたら、これで質疑を終了し、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行いたいと思います。

まず第1号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【立岡会長】

挙手全員ということで、第1号議案は原案どおり可決決定といたします。

なお、第1号議案につきましては県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合につきましては、私と事務局に御一任いただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【立岡会長】

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして第2号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛

成の委員の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【立岡会長】

挙手全員です。第2号議案は原案どおり可決決定いたします。

次に議案（3）「その他」ですけども、皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、全ての議案を終了いたします。

次に会議次第5の「その他」でございますけど、何かございますでしょうか。

特になければ、会議次第5「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

事務局、お願いします。

【田島技師】

（事務連絡）

【立岡会長】

それでは、これをもちまして第9回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後2時17分 閉会